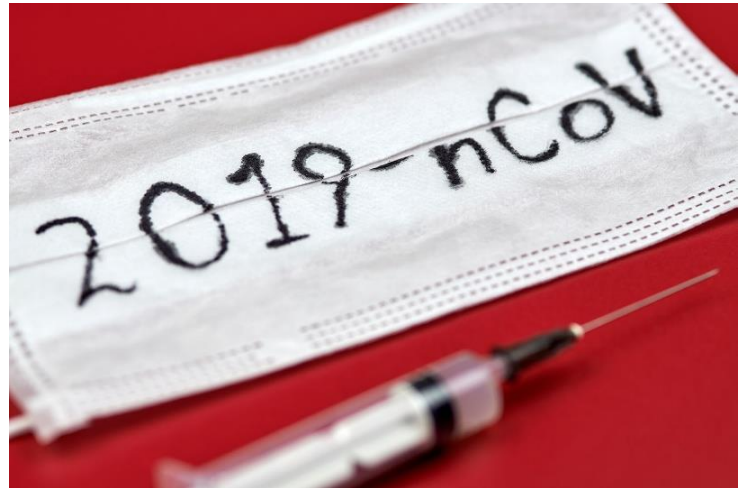


新型コロナウイルス（2019-nCoV）

こちらは、英文記事「[Novel Coronavirus \(2019-nCoV\)](#)」（2020年1月24日付）の和訳です。

最新情報につきましては、2020年1月31日付 Alert「[Coronavirus – implications for ships and crew](#)」（和訳手配中）をご覧ください。

中国当局が中国の武漢市（Wuhan）で新型コロナウイルスのクラスター（感染者の集団）を確認したことを受け、WHOは [2020年1月23日に声明を発表](#) しました。声明の中でWHOは、新型コロナウイルスの発生状況について、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」にあたらないと述べましたが、数日中に状況を再度調査すると付け加えています。声明発表時、



WHOは、新型コロナウイルスの公衆衛生上のリスクを中国は「非常に高い（*very high*）」、周辺地域は「高い（*high*）」、世界的には「高い（*high*）」と評価しています。WHOによる最新のリスク評価については、WHOの最新の[状況報告](#)をご参照ください。

現在の港湾状況

中国当局は現在、武漢市に出入りする交通機関を停止しています。また、武漢港におけるすべての業務が停止されているとの報告が入っています。中国の他の一部都市への出入りも一時的に停止されており、本稿執筆時点で、各国当局から発生地域へのすべての不要不急の旅行を控える旨の一般的な渡航アドバイスが出されています。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く場合、運航者は、かつて重篤な感染症が流行した際に生じた問題と同様の問題に直面する可能性があります。船員が感染地域の港湾で感染するリスクに加え、感染地域の港に寄港していた船舶が、港湾当局から、感染拡大の防止策として追加の報告や検疫措置に依るよう求められる可能性があります。また、かつて非常に重篤な感染症が流行した際と同じく、港湾が完全に閉鎖される可能性もあります。

推奨事項

WHO やその他の公共の保健機関のホームページを閲覧して状況をよく把握し、次の寄港地におけるリスクを評価することが推奨されます。

メンバー各位は、以下の推奨事項を船長に周知するようにしてください。

- 船長は、新型コロナウイルスに関するリスク、その広がり方、感染の危険性を軽減する方法について、船員に情報を提供すること。
- ISPS コードを厳守し、停泊中の本船に許可されていない者を乗船させないようにすること。
- 船長は現在の状況に照らし、感染地域の港に停泊中、上陸許可を与えるべきかどうか、また、船員交代を行うべきかどうかについて、慎重に検討すること。
- 万一、出港後に該当する症状が船員に現れた場合は、症状を直ちに船内の医療担当者に報告すること。

感染症の流行がもたらす用船契約上の問題に関する情報は、Gard Insight [「寄港先でエボラ等の感染症がもたらすリスクに対処するための用船契約条項」](#) でお読みいただけます。同記事は、エボラ出血熱の流行時に公開されたものですが、現状においても役立つ情報が含まれているものと考えます。

船舶に関する実務上の推奨事項

船内でコロナウイルスに感染した疑いのある者が発生した場合、直ちに専門家の医学的意見を求めてください。船長は、港湾の管轄当局が、状況に応じて感染者の下船や入院、検査診断のための救急搬送や特別な手配ができるように、できるだけ早く次の寄港地にその事実を報告する必要があります。

さらに、船員または乗客が新型コロナウイルスの症状に該当する症状（発熱、脱力感、筋肉痛、頭痛、のどの痛み、咳、息切れ）を示す場合は、船内で以下の対策を実施することを検討してください。

- 患者の船室が船内の医療隔離室でない場合、当該船室の扉は閉じた状態にする。
- 患者の介護者や隔離エリアへの立ち入り者に、新型コロナウイルスのヒトへの感染リスクに関する情報を提供する。
- 患者の船室への入室者全員のリストを航海日誌に記録する。
- 隔離された患者の介護、または船室の清掃のために患者の船室に入る者は、適切な PPE（個人防護具）を着用する必要がある。特に防護用サージカルマスクの装着は重要である。
- 船室からの患者の移動・搬送は必要な場合のみに制限する。搬送が必要な場合、患者はサージカルマスクを着用する必要がある。
- 直ちに症例の調査を開始する。患者に病状の聞き取りを行う際は、適切な PPE を着用する。
- 患者の濃厚接触者を特定し、何らかの症状が現れていないか、自身で健康観察を行うよう要請する。

各国の港湾保健当局の要請により、乗客の旅程や詳細な連絡先などの情報を提供する必要が出てくる可能性があります。また、検疫申告書（IHR Annex 8（IHR 国際保健規則付属文書 8））を作成、提

出さなければならない場合があるかもしれません。船内で講じた措置については、IHR 船舶衛生管理証明書（IHR Annex 3〔IHR 国際保健規則付属文書 3〕）に記載する必要があります。

情報の入手先

- [World Health Organization\(WHO\)（世界保健機関）](#)
- [European Center for Disease Prevention and Control\(ECDC\)（欧州疾病予防管理センター）](#)
- [Center for Disease Prevention and Control\(CDC\),USA（アメリカ疾病予防管理センター）](#)
- [厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A](#)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。